

公益社団法人福岡県社会福祉士会
福祉サービス第三者評価機関 第三者評価の手法に関する規程

規程第 39 号
2008 年 3 月 6 日制定

(契約の締結)

第 1 条 福祉サービス第三者評価機関公益社団法人福岡県社会福祉士会(以下「本会」という。)は、受審を希望する福祉サービス事業所(以下「受審事業所」という。)と第三者評価実施に関する契約を締結する。

(事前説明)

第 2 条 本会は、事前に受審事業所を訪問し、評価方法の説明を行う。この場合、事業所の希望によっては、利用者及びその家族への説明会も実施する。

(書面調査【自己評価】)

第 3 条 本会は、事前に福岡県福祉サービス第三者評価機関業務実施要領第 3 条に定める「事業者の組織及び事業の概要等を示す書類」の提出を求め、その内容について事前点検を行う。また、事前に提出された「福岡県福祉サービス第三者評価基準」に基づく、自己評価結果票について十分な検討・分析を行う。

(利用者の意向の把握調査【利用者アンケート】)

第 4 条 本会は、「利用者調査票」に基づき、利用者本人やその家族への調査(アンケート)を行い、その意向を把握する。

(訪問調査)

第 5 条 本会は、1 件の評価事業について、評価調査者 2 名以上による訪問調査を実施する。

(個人情報取り扱い)

第 6 条 本会は、事前調査、利用者の意向の把握調査にかかる調査票については、各個人の回答結果を評価機関以外の者が見ることができないような方法を用いることとする。

(評価結果報告書の作成)

第 7 条 本会は、評価結果を作成し、受審事業所と確認を行うものとする。福岡県推進機構へは、受審事業所に確認を行ったのち、福岡県福祉サービス第三者評価機関業務実施要綱第 8 条の規定に基づき、報告する。

2. 評価結果報告書の作成に際しては、評価調査者の作成した評価結果の見直しと、評価決定委員会で審議・決定した最終評価をもとに、すみやかに作成しなければならない。その作成に当たる者に 1 件あたり 15,000 円を報酬として支払うものとする。

(受審事業所との合意)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、評価手順に係る内容について受審事業所との合意により、定めることができるものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2008 年 3 月 6 日から施行する。
2. この規程は、2010 年 2 月 28 日から施行する。
2. この規程は、公益社団法人福岡県社会福祉士会の設立の登記の日から施行する。